

吉野川市下水道事業・日本下水道事業団災害支援協定

吉野川市下水道事業（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二 その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

- 2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

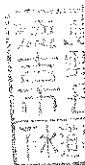
第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

- 2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 甲の事務局 水道部 下水道課
- 二 乙の事務局 中国・四国総合事務所 施工管理課



(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和8年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

- 2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。
- 3 前二項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

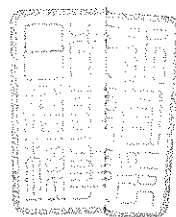
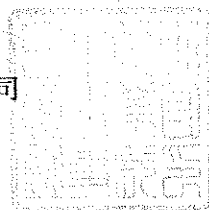
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

甲 徳島県吉野川市鴨島町鴨島 115 番地 1
吉野川市下水道事業
代表者 吉野川市長 原 井



乙 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号
日本下水道事業団
代表者 理事長 黒 田 憲 司



別記

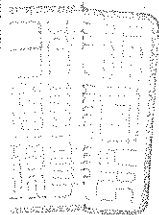
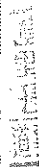
協定下水道施設

1. 終末処理場

- (1) 鴨島中央浄化センター
- (2) 川田浄化センター
- (3) 川島浄化センター

2. ポンプ場（マンホールポンプは除く。）

- (1) 喜来ポンプ場
- (2) 北部第一汚水ポンプ場



様式

令和 年 月 日

日本下水道事業団 理事長 殿

災害支援協定に係る現況届

吉野川市下水道事業・日本下水道事業団災害支援協定第 11 条に基づき現況届を提出します。

市町村名				
担当部署名				
担当者役職及び氏名①				
担当者役職及び氏名②				
災害時 緊急連絡 先	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
運転管理 委託先	業者名			
	電話番号			
	FAX			
	E-mail			
対象施設名				
		ルート図	一般平面図	水位関係図
最新図面作成年月 日				
		設備フロー図	施設平面図	断面図
最新図面作成年月 日				
留意事項				

- ※1 ご担当者様は2名以上ご登録願います。
- ※2 災害時緊急連絡先が複数ある場合は「,」で区切ってご記入願います。
- ※3 維持管理委託先がない場合は、「維持管理委託先」欄をご記入いただく必要はありません。維持管理委託先が複数ある場合は、行を増やしてご記入願います。
- ※4 「対象施設名」欄は、対象施設ごとに対象施設名及び最新の図面の作成年月日を記載してください。また、施設が複数ある場合は別紙を作成するか、行を増やしてご記入願います。
- ※5 「留意事項」欄は、災害支援時に留意すべきことがあればご記入願います。